

沖縄県交通事業者安全・安心確保支援 事業補助金（貨物自動車運送事業者）

【 申請受付要領 】

対象者

県内に住所・本店を有し、以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ①貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を行っている者
- ②新型コロナウイルス感染症流行前における燃油高騰前と令和4年度と比較し、売上高の燃料比率が増加している事業者
- ③対象期間中の燃料費（令和4年4月～令和5年3月のうち申請時の月平均額）が1万円以上の事業者

※ただし、下記事業者は、本補助金の対象外となります。

おきなわ物価高支援対策事業及びうちな一事業者応援金（燃料費含）を申請している事業者
※燃料費を省いて申請している場合は、併給可能となります。

申請受付期間

2023年4月10日（月）9:00～2023年6月30日（金）17:00まで
ただし、電子申請の場合は23:59まで、郵送の場合は消印有効
なお、予算の上限に達した場合、上の記載にかかわらず受付を停止します。

申請方法

電子及び紙文書による申請

「沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金ホームページ」よりお申込み下さい。なお、上半期分の補助金を既に受領している場合や上半期分の補助金の対象とならない方は、下半期分のみの申込フォームをご利用ください。

Webサイトアドレス(URL)

下半期(上半期分の補助金を既に受領した方)

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2931

上半期+下半期(上記以外の方)

https://s-kantan.jp/pref-Okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=shinseikoutsu

右記の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

紙文書による申請は、支給までに数ヶ月時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

下半期



上半期+下半期



1. 支援金の目的

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者に対し、運行継続を支援するため、予算の範囲内において「沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金（以下「県補助金」という。）」を給付します。

2. 給付要件

次のすべての要件を満たす事業者が、県支援金の給付対象となります。

- ① 令和4年4月1日から9月30日（以下「上半期」という。）及び令和4年10月1日から令和5年3月31日（以下「下半期」という。）までの間、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を継続していること。
- ② 沖縄県内に住所を有する個人事業者又は沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症流行前における燃油高騰前と令和4年度と比較し、売上高の燃料比率が増加している事業者
- ④ 対象期間中の燃料費（令和4年4月～令和5年3月のうち申請時の月平均額）が1万円以上の事業者
- ⑤ おきなわ物価高支援事業補助金及びうちな一事業者応援金を受給していないこと。

※要件によっては、おきなわ物価高支援事業補助金で受給した方が、事業者にとってよい支援となる可能性があります。

3. 補助額

補助額は、①補助対象経費と②基準額のうち、少ない額となります。補助対象経費及び基準額の算定式は次に掲げるとおりとします。また、対象期間は、2022年4月1日～2023年3月31日（以下「対象期間」という。）とし、上半期、下半期それぞれで補助額を算出します。

【補助額の算定式】（上半期、下半期共通）

補助事業者	①補助対象経費 対象期間	②基準額	補助額
貨物自動車運送事業を行っている者	A-B A：対象期間の燃料費 B：対象期間の燃料費を燃料高騰比率(115.7%)で除した額(A/115.7%) ※但し、期間中の燃料費（一台あたり・月平均額）が1万円以上であること。	1台当たりの燃料高騰相当額 57,000円×事業者保有台数※ ※事業者保有台数とは、貨物自動車運送事業法に基づく認可等を受けた車両に限る。	①、②のうち少ない額

4. 給付方法

給付方法は、口座振替となります。

5. 必要書類

①貨物自動車運送事業報告規則の規定に基づく、事業実績報告（令和元年度及び令和4年度）

- ※ 令和4年4月～令和5年3月までの売上高、売上高に占める燃料費の割合がわかる資料を添付すること。
- ※ 平成31年4月から令和2年3月の事業実績がない（開業していない等）事業者については、比較対象期間を、業を開始した月を始めとして連続した6ヶ月（上半期+下半期の補助の場合は12ヶ月）を記載することとする。
 なお、燃料費物価高騰が始まった令和4年1月以降に業を開始している事業者は、補助の対象外とする。
- ※ 事務局が追加で領収書等の書類を求める場合もあります。

②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所

③認定等登録番号がわかる資料（法人の場合は、認定等登録番号と保有台数を記載した資料）

6. 申請方法

①申請方法：電子申請及び紙文書による申請

※原則、電子申請により申請してください。

1) 電子申請の場合

- ①申請方法：右記のQRコードを読み取るか、次のURLを入力し、ホームページへ移行してください。
 沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金ホームページ

Webサイトアドレス(URL)

下半期(上半期分の補助金を既に受領した方)

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2931

上半期+下半期(上記以外の方)

https://s-kantan.jp/pref-Okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=shinseikoutsu

右記の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

下半期



上半期+下半期



- ② 記載内容について問い合わせる場合や金額の確定、振込の連絡は全てメールにて連絡を行います。迷惑メール設定をされている方は、必ず次の2つのドメインからのメールを受信できるように設定してください。

なお、メール受信設定の操作方法については、事務局では対応できませんのでご了承ください。

- ① info@
- ② @pref.okinawa.lg.jp
- ③ @s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp

2) 紙文書による申請の場合

- ① 申請方法：次のURLを入力し、ホームページへ移行し、様式をダウンロードし、所定事項に記載してください。

紙文書による申請は、支給までに数ヶ月時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金ホームページ

URL：<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/kotsu/rikujo/r4hojyokinn.html>

- ② 紙文書による申請は、郵送のみ受け付けます。FAX等では受け付けませんのでご了承ください。
- ③ 紙文書による申請において、資料確認等のため、電話番号及びE-mailアドレスは必ず記載してください。迷惑メール設定されている方は、電子申請と同様の作業を行ってください。

- ②受付期間：2023年4月10日（月）09:00 ～ 2023年6月30日（金）17:00まで
ただし、電子申請の場合は23:59まで、郵送の場合は消印有効
なお、予算の上限に達した場合、上の記載にかかわらず受付を停止します。

③通知・連絡方法

申請内容を審査した結果、県補助金の給付要件を満たすと認められるときは、交付決定通知書等をメールにて通知しますので、添付された請求書に押印のうえ、事務局に郵送していただきますようお願いいたします。申請時に記載した口座に補助金を振り込みます。

県補助金の給付要件を満たさないと認められるときはメール等により事由を付して不給付の旨、通知します。

7. 問い合わせ及び送付先

事務局：沖縄県企画部交通政策課陸上交通班

電話：098-866-2045

Eメール：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

住所：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2(7階 交通政策課)

(運営期間：2023年4月10日(月)～6月30日(金) 9:00～17:00

(月～金 平日のみ)

8. 留意事項

- ①申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後や電話が不通で、1か月以上経過しても応答がない又は不備等が解消されない場合は、県補助金を不給付として取り扱うことがあります。
- ②県補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ③県補助金の申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- ④申請書等を郵送する場合は、郵便番号、住所に加え、必ず「7階 交通政策課」と記載するようお願いいたします。
- ⑤交付決定後に請求書を送付しますが、**請求書には、必ず押印**していただきますようお願いいたします。

虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、補助金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した補助金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

9. その他

- ①他市町村においても、支援を行っている可能性はありますので、詳しくは最寄りの市町村にお問い合わせください。
- ②対象事業を複数行っている事業者（例：貨物自動車、乗合バスの双方を行っている事業者など）においては、事業ごとに分けて申請して頂きますようお願いいたします。その際には、燃料費も事業ごとに分けて記載して頂きますようお願いいたします。
- ③保有台数は、令和4年9月30日時点（上半期分）もしくは令和5年3月31日時点（下半期分）で認可等を受けている台数を記載してください。
- ④おきなわ物価高支援対策事業、うちな一事業者応援金について
おきなわ物価高対策支援事業、うちな一事業者応援金とは、県商工労働部で実施予定の事業です。詳しくは、県商工労働部産業政策課のHP等をご確認ください。